

平成 29 年度 私立大学等改革総合支援事業調査票

タイプ5「プラットフォームの形成」(86点満点)

(プラットフォーム共通設問)(86点満点)

※根拠資料は、プラットフォーム形成大学等で共通で保持してください。

(原本が1つしかないものは、1校が保管し、他の大学等は写しを保管してください)。

1. プラットフォーム体制の整備

- ① プラットフォームを形成する大学等と、特定の地域の地方自治体(都道府県又は市区町村)及び産業界が参加する協議体制が整備されていますか。
- | | |
|-------------------------------------|----|
| 1 全大学等、地方自治体及び産業界が参加する協議体制が整備されている。 | 3点 |
| 2 全大学等及び地方自治体が参加する協議体制が整備されている。 | 2点 |
| 3 地方自治体及び産業界が参加する協議体制は整備されていない。 | 0点 |

要件等

大学等については、プラットフォームを形成するすべての大学等から代表者又は代表者から本件に関する決定を委任された者の参加を前提として設定されている協議体制を指し、一部の大学等のみにより構成される協議体制の場合は該当しない。
協議体制の整備とは、プラットフォームにおいて当該協議体制について定めていることを指し、協議を行っている実態があるのみでは該当しない。
産業界は、特定の地域の商工会等の団体又は企業等とする。

基準時点

平成 29 年 10 月 31 日現在

根拠資料

協定書、議事録、プラットフォームとしての決定がわかるもの

- ② プラットフォームを形成する大学等と、特定の地域の地方自治体(都道府県又は市区町村)との間で包括連携協定を締結し、協議を実施していますか。
- | | |
|--|----|
| 1 包括連携協定を締結しており、かつ、定期的に(年1回以上)、連携の具体的な内容に関する当該地方自治体との協議を行っている。 | 5点 |
| 2 包括連携協定を締結しているが、連携の具体的な内容に関する当該地方自治体との協議は不定期にしか行っていない。 | 3点 |
| 3 包括連携協定を締結していない。 | 0点 |

要件等

本設問における協定は、プラットフォームを形成するすべての大学等もしくはそれら全体の集合体と地方自治体との間で締結しているものをいい、プラットフォーム形成大学等のうち、一部のみと締結しているものは該当しない。
本設問における「包括連携協定」とは、協定の名称を問わず、特定の地域の地方自治体と協議の上で、複数の事項について連携する旨の協定をいい、特定の事項に特化した協定は該当しない。

「協議」とは、プラットフォームに参画する全大学等と当該地方自治体の間で、正式に対面による場を設けて行うものとし、メール・電話等は該当しない。

定期的な実施とは、今後を含め定期的に行うことをプラットフォームとして決定している場合（議事録等で確認できること）、又は、実際に2か年以上継続して実施していることが確認できる場合とする。

基準時点 平成 29 年 10 月 31 日現在

根拠資料 協定書、議事録、プラットフォームとしての決定がわかるもの、その他地方自治体からの提供文書等

③ プラットフォームを形成する大学等と、特定の地域の産業界との間で包括連携協定を締結していますか。

- | | |
|-------------------|-----|
| 1 包括連携協定を締結している。 | 3 点 |
| 2 包括連携協定を締結していない。 | 0 点 |

要件等 本設問における協定は、プラットフォームを形成するすべての大学等もしくはそれら全体の集合体と産業界との間で締結しているものをいい、プラットフォーム形成大学等のうち、一部のみと締結しているものは該当しない。
特定の地域の産業界は特定の地域に所在する、商工会等の団体又は企業等とする。
本設問における「包括連携協定」とは、協定の名称を問わず、特定の地域の産業界と協議の上で、複数の事項について連携する旨の協定をいい、特定の事項に特化した協定は該当しない。

基準時点 平成 29 年 10 月 31 日現在

根拠資料 協定書、議事録、プラットフォームとしての決定がわかるもの、その他産業界からの提供文書等

④ プラットフォームを形成する大学等の間で、定期的な協議を実施していますか。

- | | |
|--------------------------------|-----|
| 1 年に2回以上の頻度で定期的実施している。 | 5 点 |
| 2 年に1回の頻度で定期的実施している。 | 3 点 |
| 3 年1回未満の頻度で実施している又は定期的実施していない。 | 0 点 |

要件等 プラットフォームを形成するすべての大学等から代表者又は代表者から本件に関する決定を委任された者の参加を前提として設定されている協議体制を指し、一部の大学等のみにより構成される協議体制の場合は該当しない。
定期的な実施とは、今後を含め定期的に行うことをプラットフォームとして決定している場合（議事録等で確認できること）、又は、実際に2か年以上継続して実施していることが確認できる場合とする。

基準時点 平成 28 年 9 月 1 日～平成 29 年 10 月 31 日

根拠資料 協定書、議事録、プラットフォームとしての決定がわかるもの等

⑤ プラットフォームにおける協議体制の運営及びプラットフォームの中長期計画の策定・実施を推進するため、企画立案、連絡調整、進捗管理などを行う体制を整備していますか。

- | | | |
|---|--|----|
| 1 | プラットフォーム形成大学等が共同で運営する事務局又は委員会形式の組織がある。 | 4点 |
| 2 | 整備していない。 | 0点 |

要件等

プラットフォームにおける協議体制の運営及びプラットフォームの中長期計画の策定・実施を推進するものであること。

事務局の場合は、プラットフォームにおいて、共同で運営する旨の同意があること、また、体制そのものが整備されていれば職員等は非常勤や兼務でも構わない。

委員会形式の場合は、複数法人の大学等で構成されていればプラットフォームを形成する一部の大学等による委員の構成であっても、中長期計画の策定・実施の推進を目的とするものであれば該当する。

基準時点

平成 29 年 10 月 31 日現在

根拠資料

協定書、議事録、プラットフォームとしての決定がわかるもの等

⑥ プラットフォームを形成する大学等の数は、以下のいずれに該当しますか。

- | | | |
|---|--------------------------------|-----|
| 1 | 都市型においては 10 校以上、地方型においては 5 校以上 | 6 点 |
| 2 | 都市型においては 5～9 校、地方型においては 3～4 校 | 3 点 |
| 3 | 都市型においては 4 校以下、地方型においては 2 校 | 0 点 |

要件等

プラットフォームを形成する大学等の数は国公立大学等を含む。また、特定の地域外の大学等も含む。同一法人が設置する複数の大学等が当該プラットフォームに参画する場合には、それぞれ 1 校ずつとしてカウントする。

基準時点

平成 29 年 10 月 31 日現在

根拠資料

協定書、プラットフォームとしての決定がわかるもの等

⑦ 特定の地域におけるプラットフォーム形成大学等の割合は、以下のいずれに該当しますか。

- | | | |
|---|-----------------------------------|-----|
| 1 | 都市型においては 70%以上、地方型においては 80%以上 | 6 点 |
| 2 | 都市型においては 50%～69%、地方型においては 60%～79% | 4 点 |
| 3 | 都市型においては 30%～49%、地方型においては 40%～59% | 2 点 |
| 4 | 都市型においては 30%未満、地方型においては 40%未満 | 0 点 |

要件等

分母は、プラットフォームの指定する特定の地域に主たる所在地がある全国公私立の大学等（大学、短期大学、高等専門学校）の総数とし、分子はプラットフォーム形成大学等のうち特定の地域に主たる所在地がある大学等の数（特定の地域外の大学等は含まない）とする。

プラットフォーム参画団体等一覧の「3. 『特定の地域』に所在する大学等の数」にお

ける地域カバー率を参照のこと。

基準時点 平成 29 年 10 月 31 日現在

根拠資料 協定書、プラットフォームとしての決定がわかるもの、大学の所在地がわかるもの等

⑧ 特定の地域の地方自治体から、プラットフォームの運営に対する支援がありますか。

- | | |
|-------------------------------------|-----|
| 1 個別の取組でなくプラットフォームの運営そのものに対する支援がある。 | 5 点 |
| 2 プラットフォームが実施する個別の取組に対する支援がある。 | 3 点 |
| 3 支援がない。 | 0 点 |

要件等 本設問における支援は、「財政支援」「人員派遣」とする。

「1」は、財政支援の場合、用途を特定しないもの、又はプラットフォームそのものの運営費に充てるものとして受けているもの。

「2」はプラットフォームとして実施する取組に対する支援であり、プラットフォーム形成大学等の一部が単独で決定・実施している取組への支援は該当しない。

人員派遣の場合、単に会議体や委員会等への出席のみでは該当しないが、共通設問⑤の事務局体制に人員を派遣している場合には「1」に該当するものとする。

基準時点 平成 28 年 9 月 1 日～平成 29 年 10 月 31 日

根拠資料 議事録、協定書、プラットフォームとしての決定がわかるもの等

⑨ 特定の地域の産業界から、プラットフォームの運営に対する支援がありますか。

- | | |
|-------------------------------------|-----|
| 1 個別の取組でなくプラットフォームの運営そのものに対する支援がある。 | 4 点 |
| 2 プラットフォームが実施する個別の取組に対する支援がある。 | 2 点 |
| 3 支援がない。 | 0 点 |

要件等 本設問における支援は、「財政支援」「人員派遣」等とする。

特定の地域の産業界は特定の地域に所在する、商工会等の団体又は企業等とする。

「1」は、財政支援の場合、用途を特定しないもの、又はプラットフォームそのものの運営費に充てるものとして受けているもの。

「2」はプラットフォームとして実施する取組に対する支援であり、プラットフォーム形成大学等が単独で決定・実施している取組への支援は該当しない。

人員派遣の場合、単に会議体や委員会等への出席のみでは該当しないが、共通設問⑤の事務局体制に人員を派遣している場合には「1」に該当するものとする。

基準時点 平成 28 年 9 月 1 日～平成 29 年 10 月 31 日

根拠資料 議事録、協定書、プラットフォームとしての決定がわかるもの等

2. 中長期計画の策定

⑩ 特定の地域の高等教育の現状及び課題について分析し、公表していますか。

- | | |
|---|----|
| 1 現状及び課題について、特定の地域の地方自治体及び産業界の意見を聴取したうえで分析し、ホームページ等で公表している。 | 5点 |
| 2 1には当てはまらないが、ホームページ等で公表している。 | 3点 |
| 3 公表していない。 | 0点 |

要件等

本設問においては、本事業が求める「中長期計画」又は「基本方針」作成のために実施した、環境、人口動態など地域固有の事由を考慮した高等教育全体にわたる現状と課題の分析であること。特定の観点（進学率、就業状況等）のみに特化した分析の場合は該当しない。

「1」の場合は、現状・課題について、特定の地域の地方自治体及び産業界の意見を聴取したことがわかること。この場合の聴取は、正式に対面の場を設けて行うか、文書による依頼・回答の形式をとっていること。メール・電話等のみでは該当しない。ホームページによる公表の場合は、集合体としてのプラットフォームのホームページの他、一部の大学等、プラットフォームに参画する地方自治体のホームページなどのいずれかで公表されていればよい。

基準時点

平成 29 年 10 月 31 日現在

根拠資料

プラットフォームとしての決定がわかるもの、議事録、依頼・回答文書、基準時点時のホームページの写し、その他の公表資料等

⑪ 特定の地域の学術分野マップを作成し、公表していますか。

- | | |
|-----------------------|----|
| 1 作成し、ホームページ等で公表している。 | 4点 |
| 2 作成しているが、公表はしていない。 | 1点 |
| 3 作成していない。 | 0点 |

要件等

本設問でいう「学術分野マップ」とは、特定の地域におけるプラットフォーム形成大学等の学術分野の現状認識・把握等を目的としたものであり、プラットフォーム全体を俯瞰して1つの大学として捉えた場合、どのような分野があるか、同系統であっても細分化した場合の相違点などを明確化したもの。特定の地域外の大学は含まなくてよい。

ホームページによる公表の場合は、集合体としてのプラットフォームのホームページの他、一部の大学等、プラットフォームに参画する地方自治体のホームページなどのいずれかで公表されていればよい。

基準時点

平成 29 年 10 月 31 日現在

根拠資料

議事録、プラットフォームとしての決定がわかるもの、基準時点時のホームページの写し、その他の公表資料等

⑫ 特定の地域の高等教育のビジョン・目標を公表していますか。

- | | |
|-------------------|----|
| 1 ホームページ等で公表している。 | 5点 |
| 2 公表していない。 | 0点 |

要件等

本設問においては、共通設問⑩の現状・課題分析を踏まえたうえで、高等教育全体にわたる数値目標を含むビジョン・目標であること。特定の観点（進学率、就業状況等）のみに特化したビジョン・目標の場合は該当しない。

ホームページによる公表の場合は、集合体としてのプラットフォームのホームページの他、一部の大学等、プラットフォームに参画する地方自治体のホームページなどいずれかで公表されていればよい。

基準時点

平成 29 年 10 月 31 日現在

根拠資料

議事録、プラットフォームとしての決定がわかるもの、基準時点時のホームページの写し、その他の公表資料等

⑬ 中長期計画の策定にあたり着手から完成までのロードマップ又は中長期計画実行にあたってのロードマップを作成のうえ、公表していますか。

- | | |
|---|----|
| 1 中長期計画実行にあたってのロードマップを作成し、ホームページ等で公表している。 | 5点 |
| 2 中長期計画の策定にあたり着手から完成までのロードマップを作成し、ホームページ等で公表している。 | 2点 |
| 3 公表していない。 | 0点 |

要件等

本設問におけるロードマップは、本事業が求める「中長期計画」の策定又は実行に向けて作成した工程表を指す。

「1」の場合は、基準時点までに中長期計画を策定していることを前提とする。中長期計画の実行にあたってのロードマップを作成しているが、公表していない場合は「3」とする。

ホームページによる公表の場合は、集合体としてのプラットフォームのホームページの他、一部の大学等、プラットフォームに参画する地方自治体のホームページなどいずれかで公表されていればよい。

基準時点

平成 29 年 10 月 31 日現在

根拠資料

議事録、プラットフォームとしての決定がわかるもの、基準時点時のホームページの写し、その他の公表資料等

⑭ 特定の地域における高等教育の各種の課題に対して具体的な数値目標を設定していますか。

- | | |
|------------------------------|----|
| 1 10以上の課題に対し、個別に設定している。 | 5点 |
| 2 5～9の課題に対し、個別に設定している。 | 3点 |
| 3 5未満の課題に対し設定している、又は設定していない。 | 0点 |

要件等	共通設問⑩で分析、設定した課題に対し、「中長期計画」又は「基本方針」の中で、それらの課題を解決していくための各種取組等の数値目標の設定状況を問うもの。取組単位でなく、課題単位での設定状況を確認する設問であるため、1つの課題について、数値目標を含む複数の取組により課題解決を図る場合であっても、1として数える。また、本設問において、「設定している」と回答する場合には、基本方針による申請であっても、様式1の「数値目標・活動指標等」を提出していること。
-----	--

基準時点	平成29年10月31日現在
------	---------------

根拠資料	議事録、プラットフォームとしての決定がわかるもの、数値目標・活動指標等
------	-------------------------------------

- ⑮ プラットフォーム形成大学等と、特定の地域の地方自治体や初等中等教育機関の関係者との間で特定の地域における教育政策と中長期計画の整合性や、教育のあり方等に関する協議を行っていますか。
- | | |
|--------------|----|
| 1 協議を行っている。 | 3点 |
| 2 協議を行っていない。 | 0点 |

要件等	プラットフォーム全体として協議している事項であること。 教育のあり方等に関する協議内容であることが議事録等で確認できること。
-----	---

基準時点	平成28年9月1日～平成29年10月31日
------	-----------------------

根拠資料	協定書、議事録、プラットフォームとしての決定がわかるもの等
------	-------------------------------

3. 中長期計画の内容

※プラットフォーム全体での取組状況について回答すること。

プラットフォームを形成するすべての参画団体もしくはそれら全体の集合体として決定又は承認した取組内容であること（ただし、平成29年度については、プラットフォームを形成するすべての大学等もしくはそれら全体の集合体としての決定又は承認でも可とする）。プラットフォーム形成大学等の一部のみで決定しているものは該当しない。なお、取組の実施状況についてはプラットフォーム形成大学等の一部でも構わないが、同一法人内の大学等間のみでの実施は該当しない。

- ⑯ プラットフォーム形成大学等間で、単位互換等に関して以下の取組を実施していますか。
- | | |
|--|----|
| ア プラットフォーム形成大学等間で、授業科目を共同で開発し、提供している。 | |
| イ 単位互換等の授業科目についてプラットフォーム大学間共通のシラバスを作成している。 | |
| ウ 単位互換等の授業を提供する共同の施設等（教室を含む）がある。 | |
| エ プラットフォーム形成大学等間で共有するe-ラーニングシステムを導入している。 | |
| 1 4つ実施している。 | 4点 |
| 2 3つ実施している。 | 3点 |
| 3 2つ実施している。 | 2点 |
| 4 1つ実施している。 | 1点 |
| 5 実施していない。 | 0点 |

要件等	<p>イの大学間共通のシラバスは、各大学等が提供する単位互換の授業科目をまとめ、開講大学、科目、授業形態、開講学期等を一覧で表示したもの。</p> <p>ウは、対象となる単位互換の授業科目、あるいはプラットフォーム共同で学生に提供する授業科目について、複数の大学が利用する施設等（一部の教室等でも構わない）であること。一部の大学等の施設でも構わない。</p> <p>当該施設において実施する、対象となる単位互換の授業科目や共同で提供する授業のうち、単一の大学（あるいは同一の法人内の複数の大学等）のみで提供しているものが75%を超えないこと。</p> <p>ア～エいずれも同一法人内の大学等間のみでの実施は該当しない</p>
-----	--

基準時点	平成 28 年 9 月 1 日～平成 29 年 10 月 31 日
------	-----------------------------------

根拠資料	協定書、議事録、プラットフォームとしての決定がわかるもの、シラバス、共同の施設等の場所や利用状況がわかるもの、e-ラーニングシステムの概要がわかるもの等
------	--

- | | | |
|---|-----------------------|-----|
| ⑰ プラットフォーム形成大学等において共同のFD・SDを企画又は実施していますか。 | | |
| 1 | 共同でのFD・SDを企画又は実施している。 | 1 点 |
| 2 | 企画・実施いずれもしていない。 | 0 点 |

要件等	<p>プラットフォームとして企画又は実施しているものであれば、プラットフォーム外の大学等や団体が参加するものでも該当するものとする。</p> <p>「企画」については、実施を前提とした具体的な取り決め（実施時期、内容等について定めたもの）を基準時点期間内に決定していること。実施時期が次年度にあたるものも該当する。</p> <p>同一法人内の大学等間のみでの企画又は実施は該当しない。</p>
-----	--

基準時点	平成 28 年 9 月 1 日～平成 29 年 10 月 31 日
------	-----------------------------------

根拠資料	協定書、議事録、プラットフォームとしての決定がわかるもの、FD・SDの実施が確認できる資料等
------	--

- | | | |
|------------------------------------|------------------------------------|-----|
| ⑱ プラットフォーム内で教職員の人事交流を企画又は実施していますか。 | | |
| 1 | 地方自治体や産業界も含めた人事交流を企画又は実施している。 | 2 点 |
| 2 | プラットフォームを形成する大学等間で人事交流を企画又は実施している。 | 1 点 |
| 3 | 企画していない。 | 0 点 |

要件等	<p>本設問における「人事交流」とは、「1」は、一定の期間を定めて、プラットフォーム内の地方自治体や産業界の職員等をプラットフォーム形成大学等の教職員として迎え入れる又はプラットフォーム形成大学等の教職員等を地方自治体や産業界に職員、研究員等として送り出す仕組み。「2」は、一定の期間を定めてプラットフォーム内の他大学等の教職員を当該大学等の教員、研究者、職員等として迎え入れる、又は当該大学等の教職員を他大学等の教員、研究者、職員等として送り出す仕組み。</p> <p>「1」「2」いずれの場合も発令を伴うものを前提とし、単に滞在するもの、出張等で</p>
-----	---

行き来するものは含まない。

「企画」については、実施を前提とした具体的な取り決め（期間、対象者等を定めたもの）を基準時点期間内に行っているものとする。実施時期が次年度にあたるものも該当する。

同一法人内の大学等間のみでの企画又は実施は該当しない。

基準時点 平成 28 年 9 月 1 日～平成 29 年 10 月 31 日

根拠資料 協定書、プラットフォームとしての決定がわかるもの、該当教員の名簿、発令簿等

⑱ プラットフォーム形成大学等の中で、共通設問⑩で分析した特定の地域の課題の解決のための共同研究を実施していますか。

- | | |
|------------|-----|
| 1 実施している。 | 1 点 |
| 2 実施していない。 | 0 点 |

要件等 共通設問⑩で分析した課題を解決するための研究であること。
プラットフォームを形成する複数の大学等の教員が共同で研究するものであること。
同一法人内の大学等間のみでの実施は該当しない。
研究の実施（着手でも可）が基準時点内に行われていること。

基準時点 平成 28 年 9 月 1 日～平成 29 年 10 月 31 日

根拠資料 協定書、プラットフォームとしての決定がわかるもの、研究実施期間がわかるもの、紀要等

⑳ プラットフォームにおいて共同で実施する奨学金事業がありますか。

- | | |
|-----------------|-----|
| 1 給付型の奨学金事業がある。 | 2 点 |
| 2 貸与型の奨学金事業がある。 | 1 点 |
| 3 奨学金事業がない。 | 0 点 |

要件等 共同で実施とは、プラットフォームを形成する各大学等の学生が応募できるもので、奨学金の審査又は選考をプラットフォーム内の組織（委員会等を含む）で行うものであること。
海外留学等特定の事業にかかる奨学金でも該当するものとする。
同一法人内の大学等間のみでの事業は該当しない。

基準時点 平成 29 年 10 月 31 日現在

根拠資料 プラットフォームとしての決定がわかるもの、奨学金事業概要等

㉑ プラットフォーム形成大学等で施設・設備を共同で利用していますか。

- | | |
|--------------|-----|
| 1 共同利用している。 | 1 点 |
| 2 共同利用していない。 | 0 点 |

要件等

次のアからウのすべてに該当する施設・設備について共同利用する取り決めが基準時点現在までにあること。

ア. 教育若しくは研究を目的として、プラットフォーム形成大学等の施設・設備の利用に関する協定等を締結していること。

イ. 1個又は1組の価格が500万円以上の施設・設備であること。

ウ. 次のaからcのいずれにも該当しないものであること。

a. 図書館

b. 他大学等の利用に供することが収益事業に該当する施設・設備

c. 通信教育課程のみで所有する施設・設備

なお、施設について、同一法人内の大学等のみで共同利用するのみでは該当しない。本設問における施設・設備については、固定資産台帳上で個別に管理されているものとする。

基準時点

平成29年10月31日現在

根拠資料

協定書、プラットフォームとしての決定がわかるもの等

⑫ プラットフォーム形成大学等において共同でIRを実施していますか。

1 実施している。

1点

2 実施していない。

0点

要件等

本設問における共同で実施するIRとは、大学等の教育改革、教育改善につなげるために、プラットフォーム形成大学等が共同で、大学等の様々なデータを収集・分析し、内外に対して必要な情報を提供するものを指す。この場合の様々なデータとは、学習時間、教育の成果等の教学面に関するデータ等や、その他大学運営に関するデータ（入試、経営、財務等）に関するデータ等なども可とする。

基準時点

平成28年9月1日～平成29年10月31日

根拠資料

協定書、プラットフォームとしての決定がわかるもの、議事録、IR報告書等

⑬ プラットフォーム形成大学等において以下の学生募集活動にかかる取組を行っていますか。

ア 共同で高校、高校生、又はその保護者へのニーズ調査を実施している。

イ 共同の高校訪問を実施している。

ウ 共同の説明会を実施している。

エ 共通のホームページ、パンフレット等による広報活動を行っている。

1 3つ以上実施している。

2点

2 2つ実施している。

1点

3 1つ実施又はいずれも実施していない。

0点

要件等

いずれの取組も学生募集にかかる内容であることが確認できること。
同一法人内の大学等間のみでの実施は該当しない。

基準時点 平成 28 年 9 月 1 日～平成 29 年 10 月 31 日

根拠資料 協定書、プラットフォームとしての決定がわかるもの、ニーズ調査結果、実施要項、説明会の案内、パンフレット、基準時点時のホームページの写し等

⑳ プラットフォーム形成大学等で特定の地域の教育支援活動を行っていますか。

- | | |
|------------|-----|
| 1 実施している。 | 1 点 |
| 2 実施していない。 | 0 点 |

要件等 教育支援は児童・生徒（小学生～高校生）及びその保護者を対象とする活動を指す。具体的には、対象者が参加する公開授業や講座の運営、初等中等教育機関等への教員や学生の派遣、プラットフォーム内の地方自治体や産業界と共同による教育事業展開等。
学生募集を主たる目的とするものや、資格取得を目的とする実習等は該当しない。
同一法人内の大学等間のみでの実施は該当しない。

基準時点 平成 28 年 9 月 1 日～平成 29 年 10 月 31 日

根拠資料 協定書、プラットフォームとしての決定がわかるもの、開催案内、開催記録等

㉑ プラットフォーム形成大学等において、共同の公開講座について企画又は実施していますか。

- | | |
|-------------------|-----|
| 1 企画又は実施している。 | 1 点 |
| 2 企画・実施いずれもしていない。 | 0 点 |

要件等 本設問においては、正課外で、主として特定の地域の住民を対象とした事業とする。共同の公開講座とは、プラットフォーム形成大学等が連携して開設する共同の講座で、企画・立案をプラットフォームで行い、講座の実施にあたってプラットフォーム形成大学等の教職員が担当するもの。
「企画」については、実施を前提とした具体的な取り決め（実施時期、内容等について定めたもの）を基準時点期間内に決定していること。実施時期が次年度にあたるものも該当する。
同一法人内の大学等間のみでの企画・実施は該当しない。

基準時点 平成 28 年 9 月 1 日～平成 29 年 10 月 31 日

根拠資料 協定書、プラットフォームとしての決定がわかるもの、募集要項、パンフレット等

㉒ プラットフォーム形成大学等において、特定の地域への就職を促進するための、地方自治体又は産業界との共同の取組の実施を決定していますか。

- | | |
|------------|-----|
| 1 実施している。 | 1 点 |
| 2 実施していない。 | 0 点 |

要件等	本設問における取組は、プラットフォーム内の複数の大学等及び特定の地域の地方自治体又は産業界と共同で実施する就職セミナーやインターンシップ等を指す。 取組に参画する大学等が同一法人内の大学等間のみの場合には該当しない。
基準時点	平成 28 年 9 月 1 日～平成 29 年 10 月 31 日
根拠資料	協定書、プラットフォームとしての決定がわかるもの、取組実施内容がわかるもの等

⑰	プラットフォーム内で、特定の地域におけるリスクマネジメントについての検討をしていますか。	
1	検討している。	1 点
2	検討していない。	0 点

要件等	リスクマネジメントについての検討とは、災害、事件・事故、大学等の経営破たん等の発生時における、大学等、地方自治体、産業界との間の連携に向けた協議が行われていることを指す。 平成 29 年度については、委員会等の形式で、プラットフォーム形成大学等の複数校及び 1 つ以上の地方自治体が協議に参加していれば、該当するものとする。 協議に参加する大学等が同一法人内の大学等間のみの場合には該当しない。
基準時点	平成 28 年 9 月 1 日～平成 29 年 10 月 31 日現在
根拠資料	議事録、協定書、プラットフォームとしての決定がわかるもの

(個別設問) (54点満点)

1. プラットフォーム内の役割

① プラットフォームの中長期計画又は基本方針の作成において、当該大学等が原案作成等の役割を担いましたか。

- | | |
|---|----|
| 1 当該大学等を含むすべてのプラットフォーム形成大学等で内容を分担して原案を作成した。 | 5点 |
| 2 当該大学等を含む一部の大学等で原案を作成した。 | 4点 |
| 3 原案作成には携わっていない。 | 0点 |

要件等

「1」の場合、各大学等が担当の比重に極端な偏りがなく分担し、当該大学等の担当内容が資料等から明確であるもの。

「2」の場合、当該大学等のみの場合を含めプラットフォーム形成大学等のうち一部のみが原案を作成しているもの。

「3」の場合は、分担内容が不明なものや、語句修正等のみのもの、意見を述べた程度の参加にとどまるものを含む。

基準時点

平成29年10月31日現在

根拠資料

議事録、プラットフォームとしての決定がわかるもの（担当がわかるもの）、計画等の原案等

② プラットフォーム形成大学等と特定の地域の地方自治体との交渉等について当該大学等が携わっていますか。

- | | |
|---------------|----|
| 1 交渉に携わっている。 | 3点 |
| 2 交渉に携わっていない。 | 0点 |

要件等

「1」の場合は、当該大学等が出席する会議体等に特定の地域の地方自治体の担当者が出席して協議を行っている場合も含む。

対面での交渉を前提とし、メール・電話等の連絡のみでは該当しない。

基準時点

平成28年9月1日～平成29年10月31日

根拠資料

議事録、交渉の記録（日時、場所、参加者、内容等がわかるもの）等

③ プラットフォーム形成大学等と特定の地域の産業界との交渉等について当該大学等が携わっていますか。

- | | |
|---------------|----|
| 1 交渉に携わっている。 | 2点 |
| 2 交渉に携わっていない。 | 0点 |

要件等

「1」の場合は、当該大学等が出席する会議体等に特定の地域の産業界の担当者が出席して協議を行っている場合も含む。

対面での交渉を前提とし、メール・電話等の連絡のみでは該当しない。

基準時点 平成 28 年 9 月 1 日～平成 29 年 10 月 31 日

根拠資料 議事録、交渉の記録（日時、場所、参加者、内容等がわかるもの）等

④ プラットフォームにおいて、当該大学等が申請取りまとめ校の役割を担当しましたか。

- | | |
|----------------|-----|
| 1 申請取りまとめ校である。 | 1 点 |
| 2 申請取りまとめ校でない。 | 0 点 |

要件等 「1」の場合は、各プラットフォーム内で1校のみが該当するものとする。
申請取りまとめ校は、本事業の共通部分の申請にあたり、プラットフォームの内容を取りまとめ、実際に申請を行った大学等を指す。

基準時点 申請時点

根拠資料 プラットフォームとしての決定がわかるもの等

⑤ プラットフォームにおいて、当該大学等が事務局としての役割を担っていますか。

- | | |
|--|-----|
| 1 事務局に当該大学等の教職員が構成員として含まれている又は委員会形式の組織に対して当該大学等の教職員が委員として参加している。 | 3 点 |
| 2 事務局の役割を担っていない。 | 0 点 |

要件等 「1」の場合は、共通設問⑤において選択肢「1」に該当した場合のみとする。

基準時点 平成 29 年 10 月 31 日現在

根拠資料 議事録、プラットフォームとしての決定がわかるもの、事務局又は委員会の構成員（委員）がわかるもの等

⑥ プラットフォームの各種取組等に関する、検討部会、ワーキンググループ等の組織において、当該大学等の役員又は教職員が責任者となっているものはありますか。

- | | |
|-----------------------|-----|
| 1 複数の組織において責任者となっている。 | 5 点 |
| 2 1つの組織において責任者となっている。 | 3 点 |
| 3 責任者となっているものはない。 | 0 点 |

要件等 本設問については、プラットフォームとして決定、実施する取組に関する検討部会やワーキンググループ等の組織の長を当該大学等の役員又は教職員が務めるものが該当する。責任者としての立場であるということが文書等で確認できること。単に取組に参加しているのみでは該当しない。

基準時点 平成 29 年 10 月 31 日現在

根拠資料 プラットフォームとしての決定がわかるもの、取組に対する検討組織の体制がわかるもの等

2. 学内体制の整備

⑦ プラットフォームの中長期計画又は基本方針の内容を当該大学等の計画等に連動させていますか。

- | | |
|-------------|----|
| 1 連動させている。 | 5点 |
| 2 連動させていない。 | 0点 |

要件等

「1」は、プラットフォームの中長期計画又は基本方針の内容を受けて、当該大学等の事業計画、中長期計画等、各種の計画等のいずれかに、文章で取組内容等について反映させている場合（数値のみでは不可）とする。計画については、大学等が組織として決定しているものとする。文書等でプラットフォームの計画内容と大学等の計画との関連性が確認できること。

基準時点

平成 29 年 10 月 31 日現在

根拠資料

議事録、大学等の計画等、プラットフォームの中長期計画等との関連性がわかるもの等

⑧ 共通設問⑭のプラットフォーム共通の数値目標に対応する当該大学等の個別の数値目標の割合はいずれに該当しますか。

- | | |
|--------------|----|
| 1 75%以上 | 5点 |
| 2 50%以上75%未満 | 4点 |
| 3 30%以上50%未満 | 3点 |
| 4 30%未満 | 0点 |

要件等

本設問においては、共通設問⑭で設定している数値目標（プラットフォームの中長期計画（又は基本方針）の内容又はプラットフォームとして決定した各種の数値目標）を受けて、当該大学等の事業計画、中長期計画等、各種の計画等のいずれかに数値目標に反映させている場合について設定しているとする。

共通の数値目標の全体の数に対して、それぞれの内容に対応する大学等の数値目標がどの程度あるかの割合とする。

基準時点

平成 29 年 10 月 31 日現在

根拠資料

大学等の数値目標、プラットフォームの数値目標・活動指標等

⑨ プラットフォームの取組への対応するための部署又は委員会等を当該大学等に設置していますか。

- | | |
|------------|----|
| 1 設置している。 | 2点 |
| 2 設置していない。 | 0点 |

要件等	<p>プラットフォームの取組実施に際しての連絡調整、進捗管理等を行っている部署を大学等に設置している、又は理事会・評議員会以外で同内容を行う委員会等を設置していること。</p> <p>部署の場合は、組織規程等でその業務を実施していることが確認できること。他の業務も担当する部署も該当する。</p> <p>委員会等とは設置規程や理事会等における機関決定等に基づき設定された学内の会議体をいい、プラットフォームの取組実施に際しての連絡調整、進捗管理等を行っていること。</p>
基準時点	平成 29 年 10 月 31 日現在
根拠資料	組織規程、事務分掌規程、組織図、委員会等の設置要綱、議事録等

⑩ プラットフォーム参画等に関する学内説明会を実施していますか。	
1 実施している。	2 点
2 実施していない。	0 点

要件等	<p>プラットフォーム参画を全学的な取組として推進するために、プラットフォームへの参画等についての専任教職員を対象にした説明会を実施していること。</p> <p>特定の地域に勤務する専任教職員に向けて広く案内を出していれば、一部の専任教職員の出席でも「1. 実施している」に該当する。</p>
基準時点	平成 28 年 9 月 1 日～平成 29 年 10 月 31 日
根拠資料	開催案内、説明会資料、報告書等

3. 中長期計画の取組への参画

※共通設問の3の取組内容について

⑪ プラットフォーム形成大学等間の単位互換等に関する以下の取組に参画していますか。	
ア プラットフォーム形成大学等間で、授業科目を共同で開発し、提供している。	
イ 単位互換等の授業科目についてプラットフォーム大学間共通のシラバスを作成している。	
ウ 単位互換等の授業を提供する共同の施設等（教室を含む）を利用した授業を実施している。	
エ プラットフォーム形成大学等間で共有するeラーニングシステムを導入している。	
1 4つ実施している。	4 点
2 3つ実施している。	3 点
3 2つ実施している。	2 点
4 1つ実施している。	1 点
5 実施していない。	0 点

要件等

本設問においては、共通設問⑩で実施していることを前提とする。
 アについては、当該大学等が授業科目の開発、提供双方に関わっていること。
 イについては、共通のシラバスについて当該大学が提供する授業の記載があれば「実施」とする。

基準時点

平成 28 年 9 月 1 日～平成 29 年 10 月 31 日

根拠資料

協定書、議事録、プラットフォームとしての決定がわかるもの、シラバス、共同の施設等の場所や利用状況がわかるもの、e-ラーニングシステムの概要がわかるもの等

⑫ プラットフォーム形成大学等間の単位互換等に関して、当該大学等が提供している科目数はいずれに該当しますか。

- | | | |
|---|-------------|----|
| 1 | 10科目以上 | 3点 |
| 2 | 5科目以上10科目未満 | 2点 |
| 3 | 1科目以上4科目未満 | 1点 |
| 4 | 提供している科目はない | 0点 |

要件等

本設問においては、プラットフォームにおいて単位互換等について決定、実施していることを前提とする。
 本設問における科目数は、単位互換科目として当該大学等が提供している科目の数及び当該大学等が他の大学等と共同で提供している科目の数とする。
 実際に当該科目について募集の告知まで行っていること。

基準時点

平成 29 年度実施（予定）科目

根拠資料

プラットフォームとしての決定がわかるもの、シラバス、履修者名簿、募集案内等

⑬ プラットフォーム形成大学等における共同のFD・SDの企画・立案に参画しましたか。

- | | | |
|---|----------|----|
| 1 | 参画している。 | 1点 |
| 2 | 参画していない。 | 0点 |

要件等

本設問においては、共通設問⑪で「1」に該当していることを前提とする。
 単にFD・SDに参加したのみでは該当しない。
 プラットフォームとして企画・実施しているものであれば、プラットフォーム外の大学等や団体が参加するものでも該当するものとする。

基準時点

平成 28 年 9 月 1 日～平成 29 年 10 月 31 日

根拠資料

協定書、議事録、プラットフォームとしての決定がわかるもの、FD・SDの企画・実施内容等が確認できる資料等

⑭ プラットフォーム内における教職員の人事交流に当該大学等が参加していますか。

- | | |
|-----------------------------------|----|
| 1 地方自治体や産業界も含めた人事交流に参加している。 | 2点 |
| 2 プラットフォームを形成する大学等間での人事交流に参加している。 | 1点 |
| 3 参加予定はない。 | 0点 |

要件等

本設問においては、共通設問⑩で「1」又は「2」に該当していることを前提とする。
本設問における「人事交流」とは、「1」は、一定の期間を定めて、プラットフォーム内の地方自治体や産業界の職員等をプラットフォーム形成大学等の教職員として迎え入れる又はプラットフォーム形成大学等の教職員等を地方自治体や産業界に職員、研究員等として送り出す仕組み。「2」は、一定の期間を定めてプラットフォーム内の他大学等の教職員を当該大学等の教員、研究者、職員等として迎え入れる、又は当該大学等の教職員を他大学等の教員、研究者、職員等として送り出す仕組み。

「1」「2」いずれの場合も発令を伴うものを前提とし、単に滞在するもの、出張等で行き来するものは含まない。

本設問の「参加」については、基準時点で実際に実施しているもののほか、実施を前提としたプラットフォームの具体的な取り決めの中で当該大学等の教職員が人事交流の対象者として参加予定であるものや当該大学等が受け入れ予定であるものを含む。

基準時点

平成 29 年 10 月 31 日現在

根拠資料

協定書、プラットフォームとしての決定がわかるもの、該当教員の名簿等

⑮ プラットフォーム形成大学等における特定の地域の課題解決のための共同研究に参加していますか。

- | | |
|------------|----|
| 1 参加している。 | 1点 |
| 2 参加していない。 | 0点 |

要件等

本設問においては、共通設問⑩で「1」に該当していることを前提とする。

共通設問⑩で分析した課題を解決するための研究であること。

当該大学等を含むプラットフォームを形成する複数の大学等の教員が共同で研究するものであること。

研究の実施（着手まででも可）が基準時点内に行われていること。

基準時点

平成 28 年 9 月 1 日～平成 29 年 10 月 31 日

根拠資料

協定書、プラットフォームとしての決定がわかるもの、紀要等

⑯ プラットフォームにおいて共同で実施する奨学金事業に参画していますか。

- | | |
|---------------------------------|----|
| 1 奨学金事業の設計・企画の責任者として参画している。 | 2点 |
| 2 1には当てはまらないが、企画又は事業の運営に参画している。 | 1点 |
| 3 参画していない。 | 0点 |

要件等

本設問においては、共通設問⑳で「1」又は「2」に該当していることを前提とする。
「1」については、プラットフォーム形成大学等のうち1校のみ該当するものとする。
「2」における「事業の運営」とは、選考又は審査の過程に当該大学が明確に携わる場合とする。

基準時点

平成 29 年 10 月 31 日現在

根拠資料

議事録、プラットフォームとしての決定がわかるもの、奨学金事業概要、奨学金事業の企画又は運用に係る検討体制がわかるもの等

⑰ 当該大学等の施設・設備をプラットフォーム内での共同利用に供していますか。

- | | |
|----------------|-----|
| 1 共同利用に供している。 | 1 点 |
| 2 共同利用に供していない。 | 0 点 |

要件等

本設問においては、共通設問㉑で「1」に該当していることを前提とする。
次のア～ウすべてに該当する当該大学等の施設・設備を取り決めにより共同利用に供していること。
ア. 教育若しくは研究を目的として、当該大学等の施設・設備の利用に関する協定等を締結していること。
イ. 1個又は1組の価格が500万円以上の施設・設備であること。
ウ. 次のaからcのいずれにも該当しないものであること。
a. 図書館
b. 他大学等の利用に供することが収益事業に該当する施設・設備
c. 通信教育課程のみで所有する施設・設備
同一法人内の大学等のみで共同利用しているものは該当しない。
本設問における施設・設備については、固定資産台帳上で個別に管理されているものとする。

基準時点

平成 29 年 10 月 31 日現在

根拠資料

協定書、議事録、プラットフォームとしての決定がわかるもの

⑱ プラットフォーム形成大学等において実施する共同のIRに参画していますか。

- | | |
|------------|-----|
| 1 参画している。 | 1 点 |
| 2 参画していない。 | 0 点 |

要件等

本設問においては、共通設問㉒において「1」に該当していることを前提とする。
当該大学等が共同IRにおいて収集・分析等に携わっている場合に「1. 参画している」とする。

基準時点

平成 28 年 9 月 1 日～平成 29 年 10 月 31 日

根拠資料

協定書、プラットフォームとしての決定がわかるもの、IR報告書等

⑱ プラットフォーム形成大学等における以下の学生募集活動にかかる取組を当該大学等で行っていますか。

- ア 共同で高校、高校生、又はその保護者へのニーズ調査を実施している。
- イ 共同の高校訪問を実施している。
- ウ 共同の説明会を実施している。
- エ 共通のホームページ、パンフレット等による広報活動を行っている。

- | | | |
|---|--------------------|----|
| 1 | 3つ以上実施している。 | 2点 |
| 2 | 2つ実施している。 | 1点 |
| 3 | 1つ実施又はいずれも実施していない。 | 0点 |

要件等 本設問においては、共通設問⑲の取組をプラットフォームにおいて実施していることを前提とする。
いずれの取組も学生募集にかかる内容であることが確認でき、当該大学等が各取組の実施に携わったことが明確にわかること。

基準時点 平成28年9月1日～平成29年10月31日

根拠資料 協定書、プラットフォームとしての決定がわかるもの、ニーズ調査結果、実施要項、説明会の案内、パンフレット、基準時点時のホームページの写し等

⑳ プラットフォーム形成大学等における特定の地域の教育支援活動に参画していますか。

- | | | |
|---|----------|----|
| 1 | 参画している。 | 1点 |
| 2 | 参画していない。 | 0点 |

要件等 本設問においては、共通設問⑳で「1」に該当していることを前提とする。
教育支援は児童・生徒（小学生～高校生）及びその保護者を対象とする活動を指す。
具体的には、対象者が参加する公開授業や講座の運営、初等中等教育機関等への教員や学生の派遣、プラットフォーム内の地方自治体や産業界と共同による教育事業展開等。
学生募集を主たる目的とするもの、資格取得を目的とする実習等は該当しない。

基準時点 平成28年9月1日～平成29年10月31日

根拠資料 協定書、プラットフォームとしての決定がわかるもの、開催案内、開催記録等

㉑ プラットフォーム形成大学等が共同で開催する公開講座の企画又は実施に参画していますか。

- | | | |
|---|----------------|----|
| 1 | 企画又は実施に参画している。 | 1点 |
| 2 | 参画していない。 | 0点 |

要件等 本設問においては、共通設問㉑で「1」に該当していることを前提とする。
共同の公開講座の、企画・立案に当該大学等が関わる場合、又は、講座の実施にあたって当該大学等の教職員が担当する場合（他の大学と複数で担当する場合も含む）に、

「1」に該当する。募集や広報に携わったのみでは該当しない。

基準時点 平成28年9月1日～平成29年10月31日

根拠資料 協定書、プラットフォームとしての決定がわかるもの、募集要項、パンフレット等

⑳ プラットフォームで実施する、特定の地域への就職を促進するための、地方自治体又は産業界との共同の取組の企画又は実施に参画していますか。

- | | |
|------------------|----|
| 1 企画又は実施に参画している。 | 1点 |
| 2 参画していない。 | 0点 |

要件等 本設問においては、共通設問㉑で「1」に該当していることを前提とする。
プラットフォーム内の複数の大学等及び特定の地域の地方自治体又は産業界と共同で実施する就職セミナーやインターンシップ等の事業。
単に、当該大学等の学生等が当該セミナー等に参加したのみでは該当しない。

基準時点 平成28年9月1日～平成29年10月31日

根拠資料 協定書、プラットフォームとしての決定がわかるもの、取組実施内容がわかるもの等

㉑ プラットフォームにおける、特定の地域のリスクマネジメントについての検討に参画していますか。

- | | |
|------------|----|
| 1 参画している。 | 1点 |
| 2 参画していない。 | 0点 |

要件等 本設問においては、共通設問㉒で「1」に該当していることを前提とする。
リスクマネジメントについての検討とは、災害、事件・事故、大学等の経営破たん等の発生時における、大学等、地方自治体及び産業界との間の連携に向けた協議が行われていることを指す。
当該内容を検討した会議等へ当該大学等が参画していること確認できること。

基準時点 平成28年9月1日～平成29年10月31日

根拠資料 議事録、協定書、プラットフォームとしての決定がわかるもの、規程等